

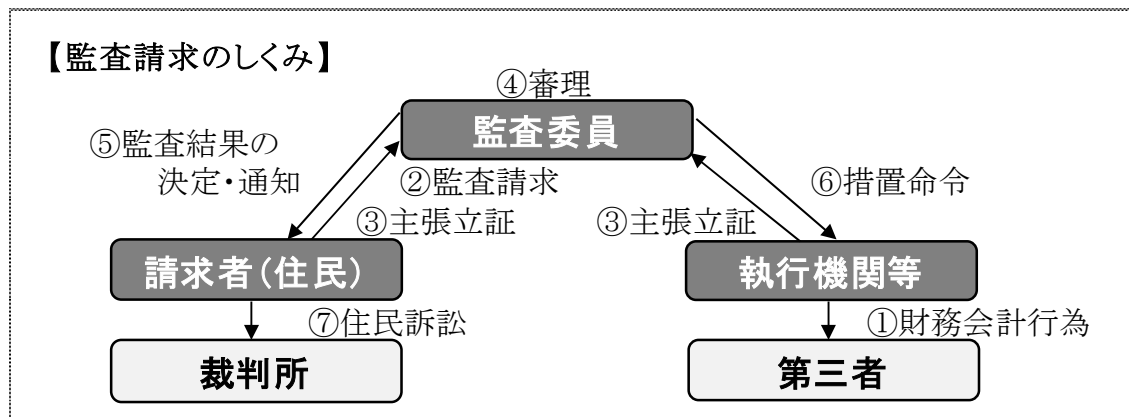
住民監査請求の手引き

Q1 住民監査請求って何ですか？

住民監査請求は、地方自治法第242条に基づき、直接住民が監査委員に対し、市長や職員などの「違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実」について、その是正や防止、損害の補てんを求めて、監査を請求する制度です。

監査を通じて、「市の財政面の適正な運営」と「住民全体の利益を守る」ためのもので、個人の権利や利益の救済を図るものではありません。

また、住民監査請求を経ることで、裁判所への住民訴訟の提起が可能となります。



Q2 請求の対象はどんな事柄ですか？

請求の対象者

対象となる行為を行った者、責任のある次の者で、請求には対象者を特定する必要があります。

- (1) 普通地方公共団体の長（市長など）
- (2) 委員会、委員（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員など）
- (3) 職員（会計管理者、部長、課長など）

※市議会による議決等の行為や、議員は対象とはなりません。

請求の対象となる行為

次に掲げる違法又は不当な「財務会計上の行為又は怠る事実」です。市に財産的損害が発生しているか、そのおそれがある場合に限られます。

- (1) 財務会計上の行為

- ①公金の支出
- ②財産の取得・管理・処分
- ③契約の締結・履行
- ④債務その他の義務の負担

※①～④の行為が行われることが、相当の確実さで予測される場合を含みます。

- (2) 財務会計上の怠る事実

- ⑤公金の賦課・徴収を怠る事実
- ⑥財産の管理を怠る事実

Q3 請求できるのは誰ですか？

請求できるのは、請求を行う地方公共団体に住所を有する方です。住民であれば、国籍、年齢を問わず住民監査請求を行うことができます。1人でも、法人や団体でも請求できます。

Q4 いつでも請求できますか？

請求できる期間は、対象となる財務会計上の行為や事実があった日又は終わった日から1年以内です。正当な理由がある場合は、1年を経過しても請求できる場合があります。（地方自治法第242条第2項）

財務会計上の怠る事実については、その事実が継続している限り、請求期間の制限はありません。

Q5 手続きはどのように行われますか？

住民監査請求の流れ（全体手続は5ページ参照）

- ①監査請求の受付
- ↓
- ②監査請求の要件審査（補正請求）
- ↓
- ③監査請求の受理又は却下
- ↓
- ④本案審理（実体的審理）
- ↓
- ⑤監査結果の決定
- ↓
- ⑥請求人・市長等への通知・勧告、公表

請求書を受付し、監査委員が、要件を満たしていると判断した場合は、請求書を「受理」し、監査を行います。判断ができない場合は、補足や修正を求めることがあります。（①②）

監査委員が、要件を満たしていないと判断した場合は、請求を「却下」し、監査を行いません。請求が受理され、監査が行われる場合は、請求人に「証拠の提出と陳情の機会」が与えられます。（③）

監査委員は、請求書を受理した場合は監査を行い、請求に理由がある（指摘された違法又は不当な財務会計上の行為などが事実である）かどうかを合議により判断します。（④⑤）

理由があると認めるときは、市長などに必要な措置を講じるよう勧告し、その内容を請求人に通知します。理由がないと認めるときは請求を「棄却」し、請求の要件に不備があると判明したときは請求を「却下」し、その理由を請求人に通知します。（⑥）

Q6 どんな方法で請求するのですか？

違法又は不当とする行為の事実を証する書面を添えて、地方自治法施行規則第 13 条別記に定める職員措置請求書（様式は 6 ページ参照）を提出してください。

Q 7 請求書はどのように作成したらよいですか？

(1) 相馬市職員措置請求書

提出する請求書の請求者氏名は自署（本人が書くこと）が必要です。

（様式・記入例は 6 ページ・ 7 ページ参照）

(2) 事実を証する書面（事実証明書）

特別な様式はありませんが、請求の要旨を裏づけるものであると客観的に認められるものがが必要です。事実を証する書面としては、「情報公開請求により入手した資料」や「新聞記事の写し」、「決算書」などが挙げられます。

Q 8 請求書はどこに提出すればよいですか？

請求書は、以下に記載の事務局まで、直接書面を持参するか、または郵送により提出してください。

送付先 相馬市監査委員事務局 〒976-8601 相馬市中村字北町 63 番地の 3
--

Q 9 監査の期間はどのくらいですか？

監査委員による監査及び勧告は、住民監査請求があった日の翌日から起算して 60 日以内に行うこととされています。（地方自治法第 242 条第 6 項）

Q 1 0 結果に不服がある場合には、どうすればよいですか？

請求人は、次に掲げる事項に該当する場合は、裁判所に住民訴訟を提起することができます。出訴期間は通知があった日等から 30 日以内となっています。（地方自治法第 242 条の 2）

- (1) 監査結果・勧告に不服があるとき（請求の却下を含む）
- (2) 勧告に対する執行機関等の措置に不服があるとき
- (3) 勧告に示した期間内に必要な措置を講じないとき
- (4) 60 日以内に監査結果の通知がないとき

Q 1 1 結果の公表はどのように行われますか？

監査結果の公表は「相馬市監査委員に関する条例」により「相馬市公告式条例」に準じて行われます。公表される内容は、請求者の氏名、住所、請求の要旨、監査委員の判断などです。（地方自治法第 242 条第 4 項、第 5 項、第 9 項）

Q 1 2 外部監査人による監査請求はできますか？

相馬市では、契約に基づく監査について条例に定めていないためできません。（地方自治法第 252 条の 43 第 1 項）

Q13 住民監査請求の対象とならない事務の監査請求はできないので

すか？

選挙権を有する者の1/50以上の連署により、直接請求による事務の執行に関する監査の請求（事務監査請求）をすることができます。請求期間に制限はなく、地方公共団体が行う事務執行の全般が対象となります。（地方自治法第75条）

【二つの制度の違い】

	住民監査請求	事務監査請求
請求権者 （要件）	地方公共団体の住民（1人でも 請求可能）	有権者の50分の1以上の連署
対 象	地方公共団体の違法・不当な財 務会計上の行為・怠る事実	地方公共団体の事務全般
請求期間	財務会計上の行為のあった日又 は終わった日から1年以内	期間の制限なし
法令等	地方自治法第242条	地方自治法第75条

担当・問い合わせ先

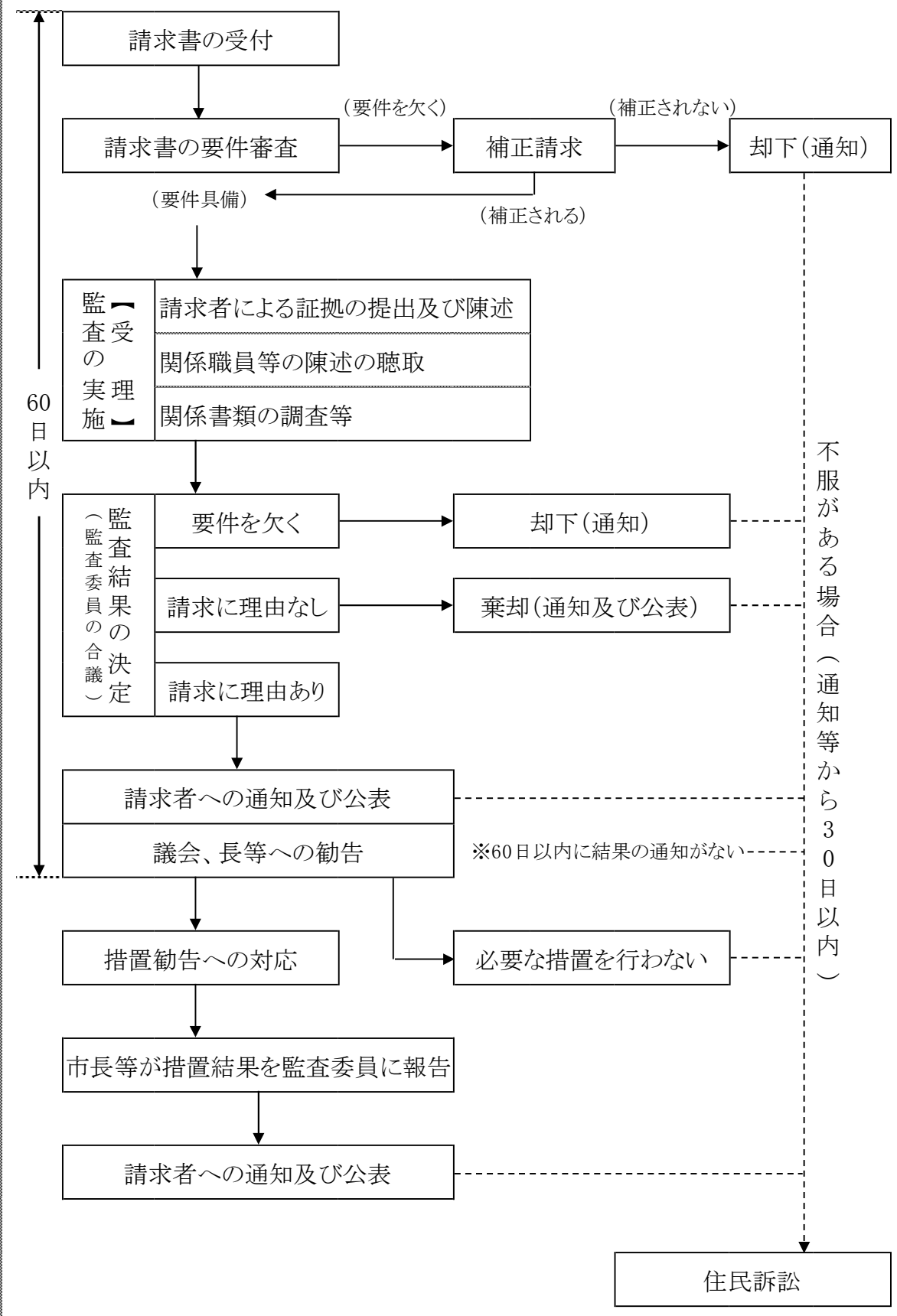
相馬市監査委員事務局

〒976-8601 相馬市中村字北町63番地の3（市役所3階）

電 話：0244-37-2193

e-mail：kansa-jimu@city.soma.lg.jp

【住民監査請求の全体手続】(監査委員による監査)



参考資料…様式等

○相馬市職員措置請求書(地方自治法施行規則第13条関係)

【地方自治法施行規則第13条様式】

相馬市職員措置請求書	
相馬市(長又は委員会、委員、職員)に関する措置請求の要旨	
1 請求の要旨	
2 請求者	
住所 氏名	
住所 (請求者が複数の場合は全員分) 氏名	
上記、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。	
令和 年 月 日	
相馬市監査委員あて	
備考 氏名は自署(盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む)すること。	

注1) 縦書きでも可とする。縦書きの場合は「上記」の部分を「右記」に変更する。

注2) 氏名は必ず自署すること。(点字可)

注3) 事実を証する書面を添付すること。

注4) 請求者が複数人の場合は請求者全員の連署によるものとし、連絡先となる代表者を定め、「代表者選任届」(任意様式)を添付すること。

注5) 代理人による請求の場合は、請求者のほか代理人の住所・氏名についても記載し、「委任状(代理人選任届)」(任意様式)を添付すること。代理人氏名は代理人が自署すること。

注6) 請求の要旨は、請求の対象となる職員個人を特定する必要はありませんが、対象となる行為等が特定できるように個別的・具体的に示すことが必要です。(記入例は次ページ参照)

○相馬市職員措置請求書【記入例】

相馬市職員措置請求書

相馬市(※請求の対象となる市長または委員会、委員、職員)に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

※次の事項について記載してください。

- ①誰が(請求の対象となる職員等)、いつ、どのような「財務会計上の行為または怠る事実」を行ったか。(行うことが予測されるか)
- ②その「財務会計上の行為又は怠る事実」は、どのような理由で違法または不当なのか。
- ③その結果、相馬市にどのような損害が生じているのか。
- ④その違法または不当な「財務会計上の行為又は怠る事実」について、どのような措置を求めているか。
- ⑤対象となる財務会計上の行為から1年を経過している場合は、その正当な理由。

2 請求者(※請求者が複数の場合、代表者を定めて連署する。)

住 所

氏 名 (※自署)

連絡先 (※日中連絡の取れる電話番号)

住 所

氏 名 (※自署)

連絡先 (※日中連絡の取れる電話番号)

上記、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

相馬市監査委員あて

備考 氏名は自署(盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む)すること。